

新斎場整備候補地公募要項

令和 8 年 8 月

白山市・野々市市
白山野々市広域事務組合

1 はじめに

斎場は、市民生活の維持に必要不可欠な施設であり、その機能は絶えず安定的に稼働することが求められています。特に近年においては、団塊の世代が平均寿命を迎え、死亡者の増加が予想されることから、火葬需要の増加が見込まれています。

白山野々市広域事務組合管内の白山市、野々市市及び川北町の住民は、白山市が運営する松任斎場、白山野々市広域事務組合が運営する白山郷斎場、手取郷広域事務組合が運営する手取郷斎場の3斎場を居住地に応じて利用しています。

松任斎場は供用開始から約40年、白山郷斎場は約45年が経過し、いずれの斎場も施設、設備等の老朽化が進行しており、近年の葬送ニーズに対応していないことなどの課題もあることから、新たな斎場整備が必要となっています。

松任斎場及び白山郷斎場については、火葬炉設備の大規模改修等により、一定期間の延命化を行うことが可能ではありますが、安定的かつ持続的に運営し、将来の火葬需要に対応するためには、火葬炉及び施設を更新するとともに、効率的な運転を行う必要があります。また、現斎場での運営を継続しながらの大規模改修等は、ご利用者の安全性の確保や市民サービスの観点からも困難であることから、新たな施設整備を行う必要があると考えています。

斎場の整備にあたっては、最新の火葬炉を効率的に稼働させ、遺族や会葬者の待ち時間を減らし、利便性の高い施設とすることが重要です。

そのためには、斎場の規模を大きくし、そのスケールメリットを生かして効率的に斎場を運営することが必要となることから、施設、設備等の老朽化が進行している松任斎場及び白山郷斎場を統合し、新たな斎場を整備することとする「新斎場整備基本方針」を令和7年7月に策定しました。

この基本方針を踏まえ、整備用地の選定にあたっては、透明性を確保することが重要であることから、管内住民等に対して候補地を広く募集し、複数の候補地の中から、立地、周辺環境、費用などから比較検討を行い、整備用地を決定することとしました。

新斎場の整備は、白山市及び野々市市にとって重要かつ緊急の課題であることをご理解いただき、多くの地域の皆様からご応募いただきますようお願い申し上げます。

2 新斎場整備の基本方針

「新斎場整備基本方針」の詳細については、白山市、野々市市及び白山野々市広域事務組合の各ホームページに掲載しています。なお、新斎場整備に向けた基本的な考え方として、基本的なコンセプトは以下のとおりです。

【基本的なコンセプト】

○将来の火葬需要に対応できる施設

将来の火葬需要に対応可能な火葬能力と火葬炉数、待合室等を備えた施設とする。

○遺族や会葬者など利用者に配慮した施設

遺族や会葬者のプライバシーや心情に配慮するとともに、ユニバーサルデザインを採用するなど、利用者の利便性向上を図り、使いやすい施設とする。

○周辺環境や景観等に配慮した施設

周辺環境へ影響を及ぼさぬよう、適切な環境対策を図るとともに、施設の景観等に配慮し、周辺環境と調和した施設とする。

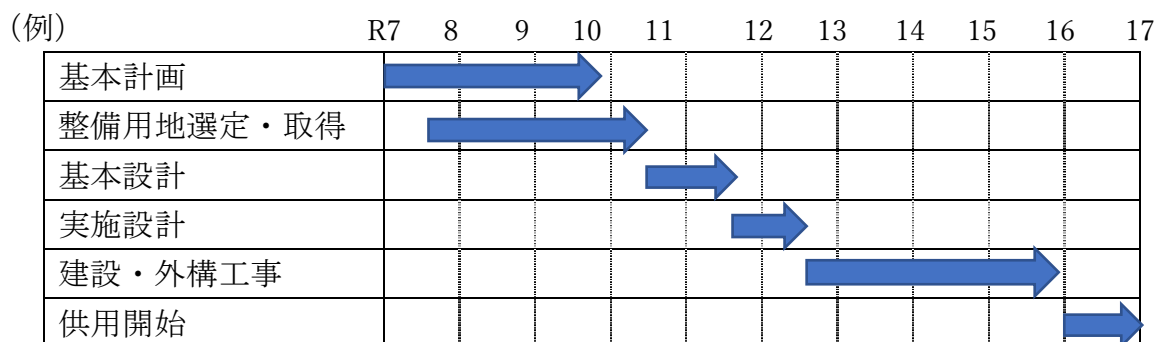
○現役・将来世代に過度な負担とならないよう機能性を重視した施設とする。

3 事業計画の施設規模

将来の年間最大火葬件数	2, 0 4 0 件／年（2066～2070 年推計値）
年間稼働日数	3 6 3 日／年
火葬炉数	火葬炉 7 基、予備炉 1 基、汚物炉 1 基
建物延床面積	3, 0 0 0 m ² 程度
①建物用地	3, 6 0 0 m ² 程度
②駐車場・構内道路	2, 4 0 0 m ² 程度
③その他緑地帯等	6, 0 0 0 m ² 程度
敷地面積（①～③合計）	1 2, 0 0 0 m ² 程度

※施設規模については、地形・その他の条件により変更となる場合があります。
また、施設規模の詳細については、今後策定する基本計画のなかで、検討を行います。

4 新斎場整備のスケジュール（予定）



※新斎場の整備については、関係機関等と協議のうえ進めてまいります。

状況に応じて、スケジュールが変更となる場合があります。

5 応募の要領

(1) 定義

この公募要項において、用語の定義は次のとおりとします。

ア 「整備候補地」とは、下記の応募条件に適合する場所又はその場所を確保可能な一定の地域のことをいいます。

イ 「整備用地」とは、整備候補地のうち、選定評価を経て代表者等と新斎場を建設することについて合意が得られた場所のことをいいます。

(2) 応募条件

白山市又は野々市市の行政区域内で、以下のいずれの条件にも適合している場所とします。

ア 12,000㎡程度の用地が確保できること。(建物、駐車場等の施設配置が可能な6,000㎡程度の形が整っている土地が含まれていること。造成は可能とする。)

なお、既存施設である松任斎場（敷地面積：5,934㎡）又は白山郷斎場（敷地面積：5,687㎡）に隣接する用地の場合は、その隣接する施設の敷地面積を含んだ面積が12,000㎡程度確保できること。

イ 既存施設である松任斎場と白山郷斎場を統合することから、施設配置の均衡を図るため、整備候補地は、両斎場を結ぶ中心点からそれぞれの斎場までの距離を含む円の範囲内及び周辺付近に所在すること。なお、おおよその範囲は【別紙範囲図】のとおりとする。

ウ 応募する土地の全ての地権者が、新斎場を建設することについて同意していること。(土地所有者が亡くなっている場合等には、全ての相続人が上記について同意していること。)

エ 整備用地は、全て白山野々市広域事務組合に売却すること。

なお、土地の売買価格は不動産鑑定評価等を参考に算出します。

オ 暴力団員による不法な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団又は暴力団員が所有する土地でないこと、及び本公募を開始した時点以降に暴力団員等から所有権が移転した土地でないこと。

カ 応募する土地が所在する町内会が、新斎場を建設することについて同意していること。（応募する土地が複数の町内会にまたがる場合、その全ての町内会が同意していること。）

キ 整備用地に建設する施設の稼働期限は設けず、継続的な施設の運営・更新ができること。

ク 土砂災害の危険が予想されている場所でないこと。（土砂災害警戒区域、特別警戒区域、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域）

※上記の応募条件に適合していても、地理的条件や形状、法令等による土地利用規制及び周辺の整備状況等により、整備用地とすることが困難な場合があります。

※必要な整備用地の面積については、地形や周辺の状況、今後の計画等により増減する場合があります。

※整備用地の土地において、抵当権がある場合には、その地権者において（費用負担を含む。）抵当権の抹消を行うこととします。

（３）応募資格者

応募ができる者（以下「応募者」という。）は、白山市又は野々市市の行政区域内に応募しようとする土地があつて、次のいずれかに該当する方とします。

ア 整備候補地の代表者（町内会長等）

イ 整備候補地の土地所有者の代表者（個人、法人を含む）

（４）応募に必要な書類

本公募に関する資料及び必要書類の様式は、白山市及び野々市市の担当課（「応募書類等の配布・提出先」を参照）で配布するほか、両市のホームページからもダウンロードできます。

ア 応募書類

① 新斎場整備候補地応募申込書【別紙様式 1】

② 整備候補地位置図

※縮尺が「1:3,000～1:10,000」程度で整備候補地が分かるもの

イ 提出部数

上記の応募書類の正副各 1 部（副本はコピー可）

※副本は、受付後に返却します。

※応募に要する費用は、全て応募者の負担とします。

(5) 応募（募集）期間

令和8年12月1日（火）から令和9年2月12日（金）までとします。

受付時間：午前9時から午後5時まで

※土曜日・日曜日・祝日等（年末年始を含む）は除きます。

(6) 説明会の開催

本公募への応募を検討される方に対して、説明会の開催を随時受け付けます。

説明会の開催については、「新斎場整備候補地」応募説明会申込書【別紙様式2】によりお申し込みください。

説明会の開催期間：令和8年8月1日（土）から令和8年11月30日（月）まで

※開催希望日の10日前までに、整備候補地が所在する市の担当課にお申し込みください。

※開催場所、開催周知については、申込者側で確保、準備をお願いします。

※開催日が決まりましたら、申込先自治体の担当課から申込者に電話でご連絡します。

※開催日時について、ご希望に沿えない場合があります。その際には、改めて日程の調整をお願いします。

(7) 応募書類等の配布・提出先及び説明会の申込先

本公募要項に添付の応募申込書に必要事項を記入し、整備候補地が所在する市の担当課に提出してください。

ア 提出先

白山市	白山市役所 市民生活部 環境課 〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地 TEL:076-274-9538
野々市市	野々市市役所 地域政策部 市民生活課 〒921-8510 石川県野々市市三納一丁目1番地 TEL:076-227-6052

イ 提出方法

応募者本人又はその代理人が提出先に直接持参するものとします。

6 選定方法

応募（募集）期間終了後、書類審査（適合審査）を行い、応募条件、応募者の資格、立地条件（災害リスク）等の適合性を確認します。

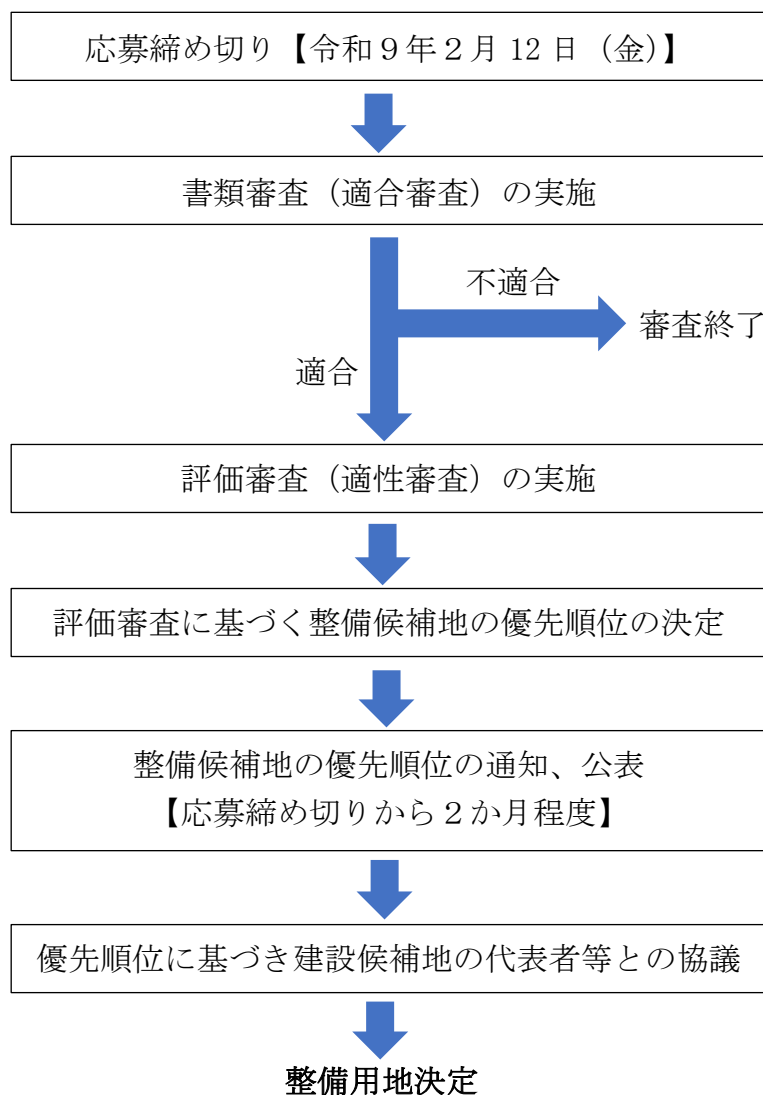
また、必要に応じ、整備候補地に係る土地の明細書等の追加書類の提出をお願いするとともに、整備候補地の現地調査を行う場合があります。

書類審査に適合した応募については、評価審査（適性審査）を実施し、評価項目（アクセス、地形、周辺環境、インフラ整備状況等）に基づき、整備候補地の優先順位を決定し、応募者に直接通知します。優先順位の高い整備候補地の代表者等から協議を行い、合意のうえ整備用地を決定します。

協議が不成立の場合は、順次、次の整備候補地の代表者等との協議を行います。

協議が成立した場合は、以降の整備候補地の代表者等との協議は行いませんのでご了承ください。

【選定の流れ】



7 整備用地の決定

応募者には直接通知するとともに公表します。

※決定後において、応募申込書その他の提出書類及び面談の内容に虚偽等が判明した場合や、土地の原状が変わり新斎場の建設ができない状況となった場合等は、この決定を取り消すことがあります。この場合において、決定の取り消しにより応募者に損害が発生したとしても、白山市、野々市市及び白山野々市広域事務組合に対する損害賠償その他の請求には一切応じることはできません。また、応募に要した費用、提出された書類をお返しすることはできません。

8 地域振興・活性化の支援

新斎場の整備用地の町内会に対して、地域の環境整備や活性化を支援します。

9 応募内容の公表

整備候補地の位置等を公表する場合があります。

また、各市及び組合等のホームページ等で、応募件数、整備候補地の優先順位等を公表する場合があります。

10 その他

この要項に関する疑義や定めのない事項についてご質問等がありましたら、下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】

白山野々市広域事務組合	白山野々市広域事務組合 事務局 総務課 〒924-0815 石川県白山市三浦町 255 番地 1 TEL:076-274-9585
-------------	---

受付時間：午前9時から午後5時まで

※土曜日・日曜日・祝日等（年末年始を含む）は除きます。